

令和5年11月17日

利用者各位

一般財団法人福岡コンベンションセンター

福岡国際会議場における飲食提供時の指定業者制度導入と
福岡国際会議場レストラン事業者変更について

福岡国際会議場におきましては、令和5年12月3日から令和6年5月20日までを大規模改修工事における休館期間とさせて頂いておりますが、休館終了後より「福岡国際会議場の飲食提供における指定業者制度（※）導入」および「福岡国際会議場レストラン事業者の変更」を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、決定次第に順次お知らせをさせていただきます。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（※）指定業者制度

飲食を伴う催事を行う場合に、飲食を提供する事業者を、あらかじめ財団が指定した業者に限定する制度。飲食とは宴席のほか、弁当や飲料（ペットボトル含む）など、主催者が提供・販売する全ての飲食のことを指します。

記

1. 福岡国際会議場の飲食提供における指定業者制度導入について

現在、福岡国際会議場内での飲食提供については、飲食提供事業者の指定および制限は設けておりませんが、安全管理等の観点より指定業者制度を導入いたします。指定業者については、公募により決定いたします。

既に利用申込を頂いている対象催事の利用者様で、制度開始日前に飲食の提供に係る契約を締結する必要がある場合は、令和6年3月31日までに運営担当者へご相談ください。

【制度開始日】

令和6年4月1日

【対象催事】

令和6年5月21日以降に福岡国際会議場で開催される飲食を伴うすべての催事

2. 福岡国際会議場レストラン事業者の変更について

福岡国際会議場1Fのレストランにおきまして、契約満了に伴い、事業者（現在：(株)福岡サンパレス）を変更いたします。新事業者については、公募により決定いたします。

（次頁につづく）

3. 問い合わせ先

本件についてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

オペレーション部 TEL：092-262-4700

※事業者公募に関する問い合わせは総務部企画課（TEL：092-260-1492）

以上